

平成28年6月30日

株式会社ビーボ  
代表取締役 武川克己 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 吉川萬里子



ご 連 絡

本協会は、平成28年3月18日付で貴社に対し申入書を送付しました。貴社からは平成28年5月30日付でご回答をいただきました。申入れにご対応いただいた点についてはありがとうございます。

もともと、本協会より指摘した利用規約について、ご対応頂けなかった点及び変更された点については、さらに申し入れを致しますので、平成28年7月29日までに書面にてご回答頂きますようお願い致します。貴社におかれましては、引き続き誠実、真摯なご対応を期待致します。

なお、本「申入書」ならびに貴社からのご回答の内容を含めた本件の一連の経過について、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として本協会において公表することを念のため申し添えます。

(本件に関する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グラントマンション日本橋堀留101  
公益社団法人全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室  
TEL : 03-5614-0543  
FAX : 03-5614-0743

## 規約第7条（定期便の解約について）の使用停止を求めている件について

- 1 貴社は、本年2月19日付貴社「回答書」と同様に、値引き販売の維持及び表示の改善を理由に、規約を改定しないとのことご回答をなさっております。
- 2 しかし、本協会は、再三にわたり申し入れをしているとおり、
  - ① 顧客の生命身体の安全の確保と引き替えに貴社が被る可能性のある不利益は、いわば経済的な損失であり、顧客の生命身体の安全と同レベルで比較できるものではないこと、
  - ② かかる不利益は、他の代替手段によってある程度回避されることからすれば、継続回数を定め解約権を一律に制限する根拠とはならないこと、
  - ③ 表示を明確にしたとしても、規約の違法性の問題が解消されるわけではないこと

等の諸点に鑑み、貴社のご回答には到底承服することができません。

- 3 のみならず、本協会が確認した貴社の平成28年6月2日現在の規約によれば、規約第7条は、定期購入の解約には解約理由が必要とされる内容に変更されております。しかし、かかる変更は、従来規約に比べて明らかに解約権を制限するもので、消費者に一方的に不利益な内容の変更であると言わざるを得ません。

- 4 ついては、改めて、規約第7条のうち、解約権を一律に制限している部分及び、解約に際して解約理由を必要条件としている部分については、消費者契約法10条に違反した条項として無効であるので、同条項の使用の停止を求めます。

なお、「ご利用ガイド」にも「継続回数満了前のご返品はいかなる場合も受付できません」とありますが、当該表記も現行の利用規約に基づく記載で違法な表記となりますので、記載を改めるよう求めます。

以上